

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会会員規程

第1条 定款18条第3項に規定する会員についてはこの規程の定めるところによる。

第2条 会員とは、軽井沢町に居住する者、並びに本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

第4条 会長は会員に会員証を交付しなければならない。

第5条 会は会員に対し、次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算事業の報告
- (2) 会の発刊、発行する機関紙及びパンフレット、チラシ等の配布
- (3) 会の発刊する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内

第6条 会員の会費額は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|--------|----|----------|
| (1) 一般会員 | 一世帯当たり | 年額 | 500円 |
| (2) 賛助会員 | 一人当たり | 年額 | 1,000円 |
| (3) 特別会員 | 一口当たり | 年額 | 3,000円以上 |

第7条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

第8条 この規程の施行について必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成11年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会会員・会費規程（昭和60年4月1日施行）は廃止する。